公益信託 日新製糖奨学育英基金 2022 年度「奨学生」募集要項

,	
1.奨学生の資格	(1) 東京都に居住する者で、奨学生の推薦を依頼する大学に在籍する大学生
*右記の事項すべて に該当する者	①在籍学部 ・文科系大学・・・・・学部を問わない。 ・理科系、複合大学・・理・工学系統、農・水産・畜産学系統、医・薬学系統 ②学年(正規の最終学年までの1年間あるいは2年間に在籍する学生) ・学部学年3、4年生 ・医学部系5、6年生
•	(2) 学業・人物ともに優秀かつ健康な学生であって、経済的事情により修学の継続が困難と認められる者
2.奨学金の額	月額 30,000円を給与 (返済の必要はありません)
3.給付時期·方法	(1) 給付時期:毎年度4、7、10及び1の各月の10日に、以降の3ヶ月分に相当 する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月 以降3ヶ月分に相当する金額を、7月に併せて給付します。
	(2) 給付方法: 奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4.給付期間	・奨学生の在籍する大学の正規の最短修業期間とし、中途より給付する場合は、 その残りの修業期間を限度とする。 ・但し、当該奨学生に関し、特別の事情があると認められるときは、運営委員会に 付議し、その勧告に従って決定する。
5.採用人数	新規採用 1 4 名 (推薦依頼 2 1 大学) 学内推薦1名
6.申請手続	・申請書類:「奨学金給付申請書」、「身上書」(別紙様式)、学業成績証明書
推薦理由欄は指導教員に 記入依頼してください。 推薦大学欄は空白のまま 提出してください。	なお、 <u>家族収入を記入(証明するものを添付)</u> していただきます。 ・提出期限: <u>2022 年 5 月 31 目(火)(当目消印有効)</u> 学内締切: 2022年5月13 ・提 出 先: 在籍する大学を経由し、大学から受託者あてに郵送してください。 なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
7. 奨学生の選考・ 決定及び通知	(1) 選考方法:各大学より推薦された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その 選考と勧告に基づき奨学生を決定します。
	(2) 決定通知: 7 月中に、選考結果を在籍する大学を経由して申請者に通知します (社会情勢等により決定通知時期を延期する場合もあります)。
8.その他注意事項	・奨学生に決定した方には、7月~8月開催予定の贈呈式にご出席をお願いします。 また、贈呈式後、生活指導・激励のための懇親会を開催する予定ですので、ご出席 をお願いします(社会情勢等により贈呈式・懇親会を延期または中止する場合もあ ります)。贈呈式・懇親会については、決定通知等で別途ご連絡します。 ・毎学年終了時の「近況報告書」の提出、異動の届出は遵守をお願いします。 その他、給付の休止、停止、廃止等の規定がありますのでご留意ください。 ・奨学金は給付型ですので、返還義務はありません。

【申請書の提出先】

大学の奨学生関係事務取扱窓口へご提出ください。

公益信託 日新製糖奨学育英基金

受付	
番号	

身 上 書

7リポナ			生年月日		年	月	B	3ヶ月以内 半身の写真 タテ 4cm ヨコ 3cm
本人の現代	主所					質	話	()
家族と別居の 家族の現住							話	()
年 月	学歴・賞罰等	(学校は国・	公・私立の区別を記	三入するこ	느)		取得資格等	
								外活動の状況
·						特に伽	完したいこ	. Ł
	の1ヶ月平均生	活費は下記の		122.7	te de l			-=m
家族から アルバイ			万円 万円	授第				万円 万円
	ァ 支援機構より		万円	食物			•	万円
その他()	万円)	万円
収入		1	万円	支	出 計			万円
児童 添付 ② 家族の! なお、保護	収入 ・自営の場合に 扶養手当・生活 してください。 氏名等は下記の 者の方が右に該	5保護受給があ う通り(本人と な当する場合は	住民税決定通知書 ある場合には年金裁 同居の家族は氏名の ので囲んでください	定通知書・ の前に△印 ハ。 ・両	児童扶養) 親死別	手当証書・母子家庭	Dいずれかの ・生活保護 ・ ・ ・ 父子家	の写しを、年金収入や 決定通知書等の写しを 定庭 ・失業中
続柄 氏	〔 名	年 齢	職業・学校等	続柄	氏	名	年 齢	職業・学校等
1								,
						! ! !		
公益信託 日	達ありません。 新製糖奨学育3 三井住友信託金	英基金			、奨学生 6	の採用を取	はり消されて	ても異存ありません。

ここに記載する事項は、奨学金の支給対象者の選考等、運営に必要な範囲で、貴公益信託の受託者・運営委員・信託管理人が取得・ 利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が、主務官庁へ提供されることについて、同意します。

受付日	4	受付番号	
"		1 1 1 2 1	

奨学金給付申請書

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

下記記載事項に相違ありません。貴公益信託の奨学生として採用していただきたくお願い致します。 なお、ここに記載する事項は、奨学金の支給対象者の選考等、運営に必要な範囲で、貴公益信託の受託者・ 運営委員・信託管理人が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が、主務 官庁へ提供されることについて、同意のうえ応募します。

	お参り「						(外)ア明十	z 日辛	に記載の	ubl <i>∽ ≵.</i> 7	7주 1 1 2	. }-
私は、後段に	<u>- 記・戦・フェッ</u> (フリガナ)	<u> </u>	1997) Cra	1,2,4,7		り・唯	流りに関り	西暦	に記取い	<u> </u>	承しま	9 a
申請者			-				生年月日		· 年	月		Ħ
氏 名						-	T-1-)1 H		'	(満	才	
										X1P4		/
	•											
住所												
	(1)1+4b = #		10.		7º ->=	3 2 % L.	TEL		<u> </u>)		
> - / /	(*)連絡の取	はれるメー	ールアドレ	スを必	すこ記人く	ください	, γ ^ο					
アドレス					-			_@		,		
					1.34		i	Ŧ				
在籍					大学		所在地	•			ı	
大学		学部	<u> </u>	科	年))(1 <u>1</u> 22 <u>0</u>		·	rel	()
奨学金を必要	要とする	事情	(経済的事	情、	奨学金値	上途等	を具体的	に記入			\	
	,,,	- !!!	(,,)	1143)		C > (J HO2 -	,			
	-											
											,	
		•			,							
添付書	*2 4	一一	· 法武明 本	· 4,,	· ODA	ガの当	世帯コチット イ	2000年 2000年	たまたつぶ 人つ	. 7 3 0	12十日 本 1	
添付書			續証明書				な記されて	"以待平位	工数か力ん	いるもの	か圣よし	٥, ۸٠
	2.	身上 書	- 別紙様	こんぞり	史用のこ	<u>と)</u>						
推薦理由									<u> </u>			
記入者:	・前届			職	•			氏名				
	· 121 6年		•	444				14.70				
									•			•

推薦大	学				•					印		
1E /m /	-						•			Ĺ		
奨学生関係額	悉口	所在地	<u>년</u> 구									
選考結果送付												
(住所・大学語	-											
((0.01))	H/	係名					•	TEL	, .	()	
《船	 行使用欄	»	, HT 777 TH.				精		 送		(裏面	「あり) 「あり)
113211	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		運営担 確 認 に			•	精查	金	送 录			
			1 434E #H	1"			印		i)		東	12

奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座

(※)振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」 ご記入ください。			うちょ」と	(〇をお 銀行	つけく	ださい)	ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名 (3 桁の漢数字)をご記入ください。								
							信用金信用金									支店 出張所 営業部
預金種別	:	(Oをおっ 普通 その他		:ທ))	回座署号						,	-		• 12	:	
	⊌	●姓と				一文字ずつ ください。	ご記入く	ださい	。●カ ²	タカナク	きづめでこ	記入《	ください	,\ _o		
ta .	ジリガナ		<u> </u>	<u>.</u>			·									
お受取人												·				
	回座名墓(※)					-					奨学	金の		込が大	iいがあ に幅に遅	ると、 れるこ

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

A.暴力団

- B.暴力団員
- C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D.暴力団準構成員
- E.暴力団関係企業
- F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を 有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を 妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為